

廃タイヤ 2000ト 無許可業者に処理委託

岐阜県、弁護士らを告発

岐阜県多治見市の破産したタイヤ製造会社の管財人を務める弁護士が、産業廃棄物を扱う許可を得ていない解体業者に、廃タイヤ約2千トの処理を有料で委託したとして、岐阜県は17日、廃棄物処理法違反容疑で同県多治見市の尾関恵一弁護士(66)と同県恵那市の解体業山中高治社長(59)

を真警に告発した。尾関弁護士は取材に「山中社長が」資格を取り処理するということで信頼してしまった。こちらの落ち度。タイヤは適法に処理したい」と話した。県によると、尾関弁護士は2006年に破産したタイヤ製造会社の廃タイヤを、産廃処理の許可のない

山中社長に1050万円で委託。山中社長は自社の敷地に、廃タイヤを破砕して積み上げるなどしていた。山中社長は県の調査に「廃棄物ではない。破砕して研磨剤に使う予定」と主張しているという。県は廃タイヤは研磨剤には使えず、保管状況からも再利用できないと判断。こ

産廃処理の許可のない業者の敷地に積み上げられた廃タイヤ11月、岐阜県土岐市で(同県提供)



れまで適正な保管や撤去を指導してきたが、改善されなかったため告発した。

平成22年5月18日
伊勢新聞